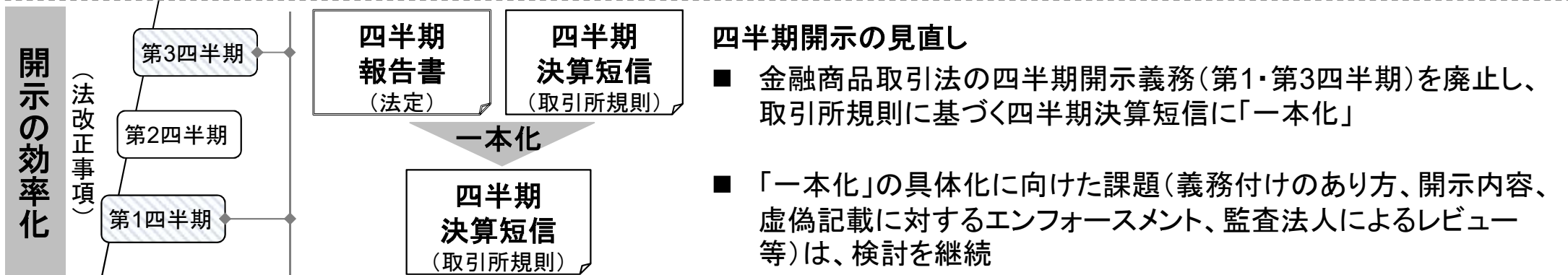
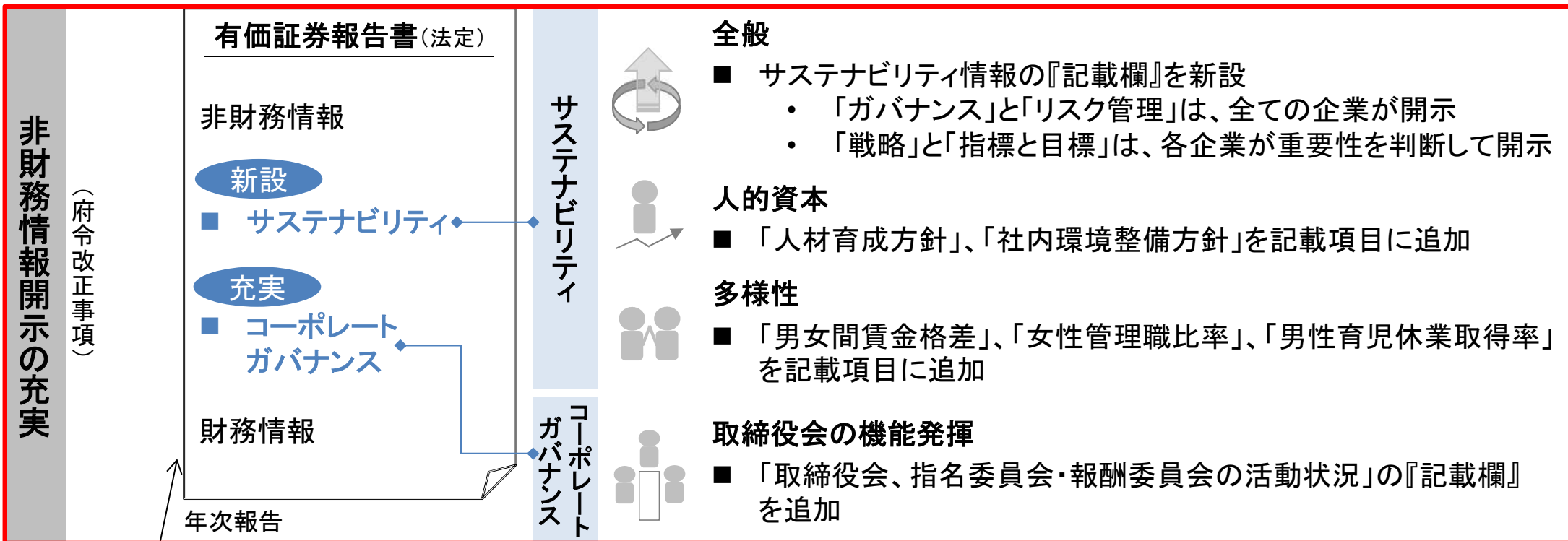




企業内容等の開示に関する内閣府令等改正の解説

金融審議会ディスクロージャーWG報告(2022年6月公表)の概要

- ディスクロージャーワーキング・グループでは、昨今の経済社会情勢の変化を踏まえ、非財務情報開示の充実と開示の効率化等についての審議を実施。これまでの審議に基づき、以下の内容を取りまとめ

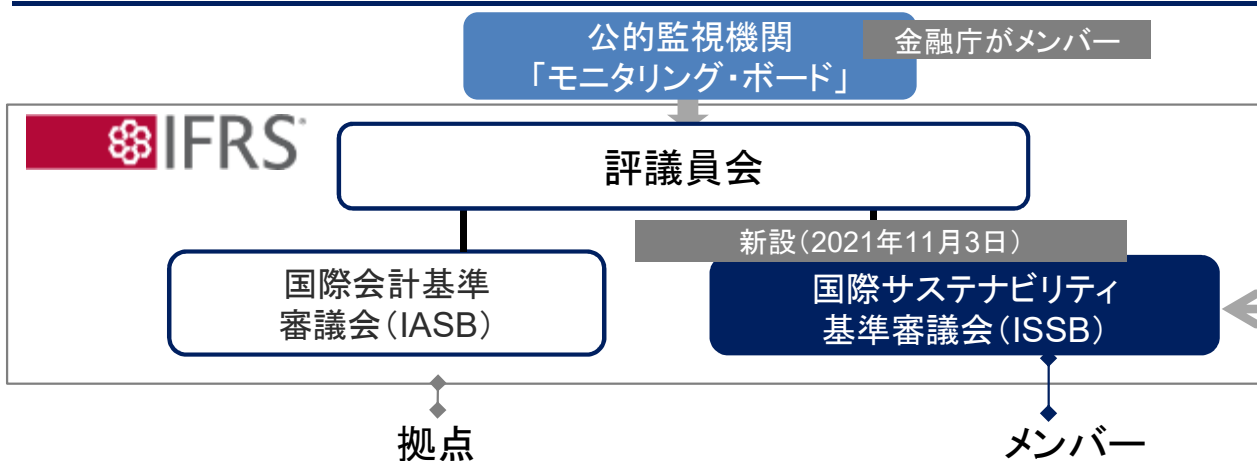


(注)上記の他、企業が他者と締結する重要な契約の開示要件の明確化、英文開示の促進についても取りまとめている

サステナビリティ開示基準の国際的な動向と日本からの意見発信

- 2021年11月3日、国際会計基準財団(IFRS財団)は、「国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)」の設置を公表。IFRS財団の拠点について、官民一体で積極的に働きかけ、東京のISSB拠点としての活用が決定。
- IFRS財団は、気候関連開示基準について、2023年前半に最終化を予定。また、2023年前半にISSBの基準策定における優先アジェンダ(例:生物多様性、人的資本等)を決定するための市中協議を実施予定。日本からは、「サステナビリティ基準委員会」が国内の意見をまとめ、意見発信。

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の概要



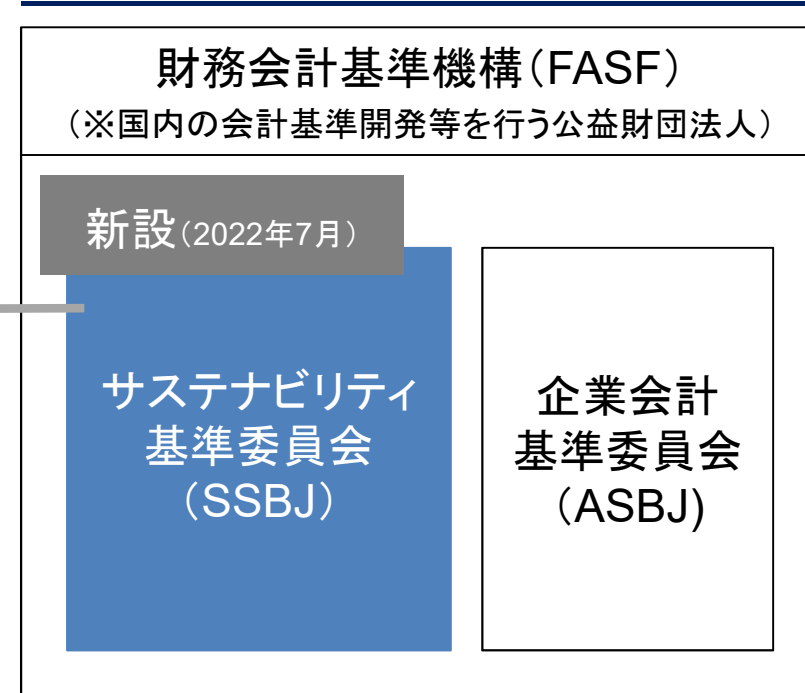
議長



エマニュエル・ファベル氏(仏)
(元ダノンCEO)

※議長1名・副議長2名のほかに、日本人1名(小森博司氏)を含む11名の理事が就任

日本からの意見発信



※SSBJは、2022年1月から6月までは、SSBJ設立準備委員会として活動

ISSB基準の公開草案

- 2022年3月31日、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は全般的な開示要求事項 (S1基準) 及び気候関連開示 (S2基準) の基準に関する公開草案を公表。市中協議 (コメント期限: 2022年7月29日) を経て、2023年前半に基準を最終化予定

ISSB基準の公開草案の概要

全般的な開示要求事項 (S1基準)

- 全ての重要なサステナビリティ関連のリスクと機会を開示するための全般的な開示要件を設定 (例) 重要性の判断、開示場所に関する要件等

気候関連開示 (S2基準)

- 企業の気候関連リスクと機会に関する開示要件を設定
- TCFDの4つの構成要素 (ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標) に基づき、TCFDの開示要件から一部追加あるいは詳細化した要件を設定
- TCFD との主な違いは、温室効果ガス (GHG) 排出量の Scope 3^(注1) の開示の要求、及び業種別指標の開示の要求

(参考) SSBJにおける現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画 (2023年2月2日公表)

- 我が国のサステナビリティ基準委員会 (SSBJ) は、2023年1月、以下の項目に関するプロジェクトを開始することを決定。
 - (1) ISSBのS1基準に相当する基準 (日本版S1基準) の開発 (日本版S1プロジェクト)
 - (2) ISSBのS2基準に相当する基準 (日本版S2基準) の開発 (日本版S2プロジェクト)
- ISSBよりS1基準及びS2基準の確定基準が2023年6月末までに公表されることを前提に、日本版S1プロジェクト及び日本版S2プロジェクトは、以下の時期を目標とすることが考えられるとしている。

1 公開草案の目標公表時期

2023年度中 (遅くとも2024年3月31日まで)

2 確定基準の目標公表時期

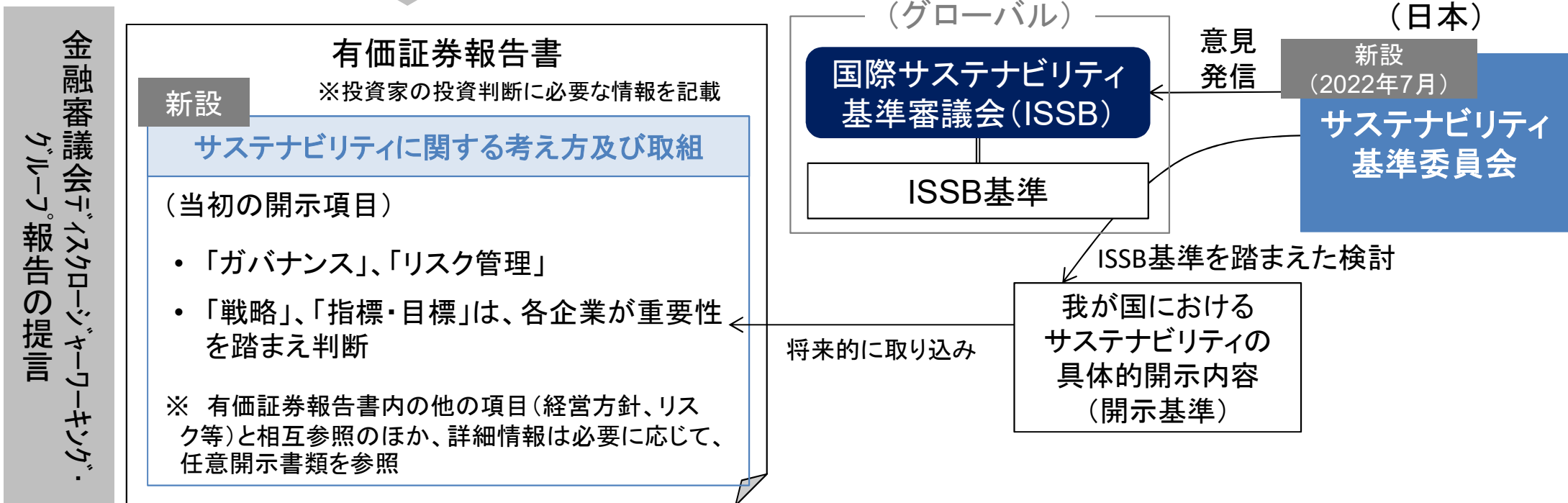
2024年度中 (遅くとも2025年3月31日まで)

(注1) Scope 1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出、Scope 2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope 3: Scope 1、Scope 2以外の間接排出 (事業者の活動に関連する他社の排出)

(出所) IFRS財団プレスリリース (2022年3月31日公表)、SSBJ「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」(2023年2月2日公表)

サステナビリティ開示に関する対応

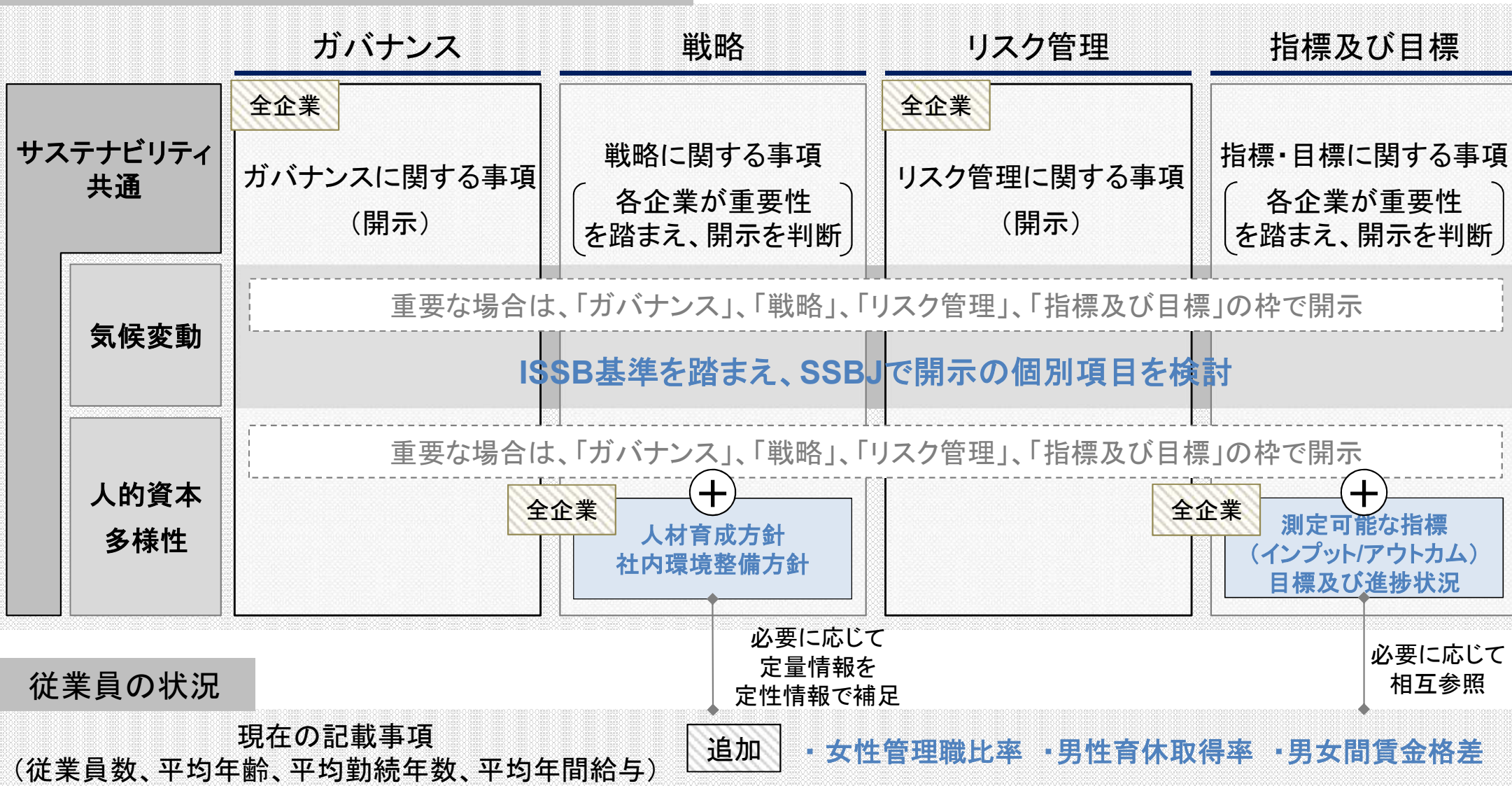
- 日本企業の創意工夫によりサステナビリティ開示が積み上がっている中、金融審議会（ディスクロージャーワーキング・グループ）では、有価証券報告書（法定書類）において、サステナビリティ情報の「記載欄」の新設を提言（2022年6月）
- 将来的には、日本の「サステナビリティ基準委員会」が検討した具体的開示内容（開示基準）を、有価証券報告書のサステナビリティ情報の「記載欄」に取り込むことを検討



サステナビリティ開示の概観

□ 有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」と「従業員の状況」に以下の事項を記載

サステナビリティに関する考え方及び取組[新設]



サステナビリティ情報の「記載欄」の新設に係る改正

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」では、「ガバナンス」及び「リスク管理」については全ての企業が開示し、「戦略」及び「指標及び目標」については各企業が重要性を判断して開示する

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

- **サステナビリティに関する考え方及び取組(新設)**

- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

サステナビリティに関する考え方及び取組

(1)ガバナンス 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制
(記載イメージ:取締役会や任意に設置した委員会等の体制や役割等)

(2)戦略

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組み
(記載イメージ:企業が識別したリスク及び機会の項目とその対応策等)

全企業が開示

人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針

(3)リスク管理 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス
(記載イメージ:リスク及び機会の識別・評価方法や報告プロセス等)

(4)指標及び目標

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会の実績を評価・管理するために用いる情報(記載イメージ:GHG排出量の削減目標と実績値等)

全企業が開示

人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績

全企業が開示(注1)

女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差については、「従業員の状況」で記載

(記載に当たっての留意事項)

- ✓ 詳細情報について、他の公表書類(統合報告書、データブック等)の参照も可能(注2)
- ✓ 記載した将来情報が、実際の結果と異なる場合でも、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない

(注1)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」に基づく情報の公表義務(努力義務は含まない)のある企業が対象となる

(注2)参照先の書類に明らかに重要な虚偽記載があることを知りながら参照するなど、当該参照する旨の記載自体が有価証券報告書の重要な虚偽記載になりうる場合を除けば、単に任意開示書類の虚偽記載のみをもって、金融商品取引法の罰則や課徴金が課されることにはならない

多様性に関する指標の記載イメージ

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(2022年6月公表)を踏まえて、有価証券報告書において、多様性に関する指標を追加(2023年3月期から適用)
- 女性活躍推進法又は育児・介護休業法に基づき、女性管理職比率、男性の育児休業等取得率及び男女間賃金格差の公表を行う企業は、有価証券報告書においても開示が求められる

有価証券報告書における多様性に関する指標の記載イメージ

従業員の状況

指標を公表した連結子会社(※1)

提出会社及び 連結子会社	管理職に占める 女性労働者の割合	男性の育児休業等 取得率(※2)	男女の賃金の格差			任意の追加的な 記載欄(※3)
			全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	
提出会社	xx.x%	xx.x%	xx.x%	xx.x%	xx.x%
連結子会社A	xx.x%	xx.x%	xx.x%	xx.x%	xx.x%
⋮						

任意

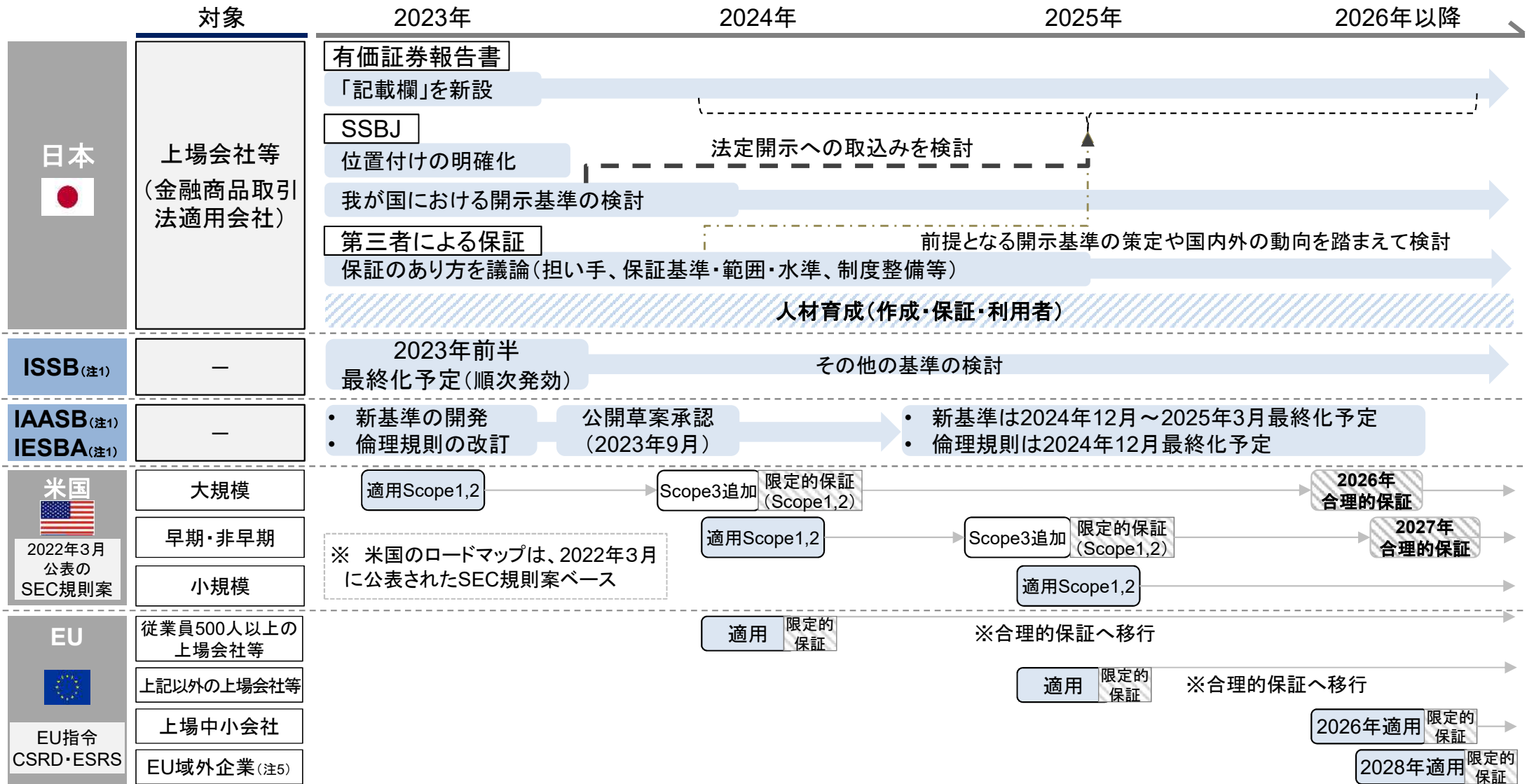
連結グループ	管理職に占める 女性労働者の割合	男性の育児休業等 取得率(※2)	男女の賃金の格差			任意の追加的な 記載欄(※3)
			全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	
	xx.x%	xx.x%	xx.x%	xx.x%	xx.x%	(※4).....

(※1)「従業員の状況」に記載しきれない場合は、主要な連結子会社のみを「従業員の状況」に記載し、それ以外を有価証券報告書の「その他の参考情報」に記載することも可能
 (※2)女性活躍推進法に基づき雇用管理区分ごと(正規、パート等)の男性の育児休業取得率を公表した場合、有価証券報告書においても雇用管理区分ごとの実績を記載。また、育児・介護休業法に基づく指標を公表する場合は、育児休業等、又は育児休業等+育児目的休暇の、どちらの取得割合であるかを記載
 (※3)数値の背景、各社の取組み、目標をより正確に理解できるよう、任意で、より詳細な情報や補足的な情報を記載することも可能
 (※4)連結グループで記載する際に、海外子会社を含めた指標を記載するなど女性活躍推進法等と定義が異なる場合には、その指標の定義を記載する

我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ

(2022年12月公表の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告において提示)

- 我が国のサステナビリティ開示の充実に向けて、将来の状況変化に応じて随時見直ししながら、以下のような取組みを進めていくことが考えられる



(注1) ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)、IAASB(国際監査・保証基準審議会)、IESBA(国際会計士倫理基準審議会) (注2) ISSB、米国については、気候関連開示に関する規則案について記載
 (注3) 米国の「大規模」とは大規模早期提出会社(時価総額700百万ドル以上等の要件を満たす会社)のこと。「早期・非早期」とは、早期提出会社(時価総額75百万ドル以上700百万ドル未満等の要件を満たす会社)及び非早期提出会社(大規模早期提出会社及び早期提出会社の要件を満たさない会社)のこと。「小規模」とは小規模報告会社(時価総額250百万ドル未満等の会社)のこと。
 (注4) CSRDにおける「中小会社」は、従業員250人以下の企業 (注5) EU市場での純売上高が大きいEU域外企業グループ
 (注6) 英国では、2021年10月に政府がグリーンファイナンスに関するロードマップを公表。その中では、2023年以降の1~2年の取組みとして、ISSB基準を法定の年度報告に取り込むことなどが示されている。

「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示に関するポイント①

(パブリックコメントに対する金融庁の考え方の概要)(2023年1月31日公表)

<今回の改正の考え方>

- 細かな事項は規定せず、各企業の現在の取組状況に応じて柔軟な記載が可能な枠組みです。2021年のコーポレートガバナンスコード改訂により要請された開示を、有価証券報告書に記載することも考えられます。各企業の取組状況に応じて、まずは2023年3月期の有価証券報告書の開示をスタートし、その後、投資家との対話を踏まえ、自社のサステナビリティに関する取組の進展とともに、有価証券報告書の開示を充実することが考えられます (パブコメNo.67)
- 現時点においては我が国における開示基準は定められておらず、各企業の取組状況に応じて記載いただきます (パブコメNo.80)
- 当年度の有価証券報告書について、開示府令が求める開示事項を開示している場合には、翌年度以降、その開示内容を拡充しても、当年度の有価証券報告書について虚偽記載等の責任を負うものではないと考えられます (パブコメNo.80)

<記載方法>

- 「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」、「指標及び目標」の4つの構成要素に基づく開示は必要ですが、具体的な記載方法は詳細に規定しておらず、現時点では、構成要素それぞれの項目立てをせず、一体として記載することも可能です。ただし、投資家が理解しやすいよう、4つの構成要素のどれについての記載なのかがわかるようにすることも有用です(今後、国際的に、開示のプラクティスの進展により、開示の仕方に変化が生じる可能性はある点に留意) (パブコメNo.83)

<重要性>

- 重要性については、各社において、「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて判断いただきます。また、「記述情報の開示に関する原則」(2019年3月公表)では、「重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべき」、その重要性は「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」とされていること(同原則2-2)が参考になります(なお、今後の国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)基準の最終化や、我が国のサステナビリティ基準委員会(SSBJ)において策定される基準の内容も踏まえ、同原則の改訂も検討) (パブコメNo.88)

「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示に関するポイント②

(パブリックコメントに対する金融庁の考え方の概要)(2023年1月31日公表)

<「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」>

- 企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報を認識し、その重要性を判断する枠組みが必要となる観点から、「ガバナンス」と「リスク管理」については全企業が開示します。「戦略」と「指標及び目標」については、各企業が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要性を判断して開示します（パブコメNo.101等）
- 気候変動関連の情報についても、上記の枠組みで、その開示の要否を判断ください（パブコメNo.113）
- 国内における開示基準が策定されていないサステナビリティ情報の記載に当たり、例えば、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFD又はそれと同等の枠組みに基づく開示を行った場合には、適用した枠組みの名称を記載することが考えられます（パブコメNo.117）

<「戦略」、「指標と目標」を記載しない場合>

- 「戦略」と「指標及び目標」について、各企業が重要性を判断した上で記載しないこととした場合における当該判断やその根拠は、必ず開示しなければならない事項ではないものの、投資家に有用な情報を提供する観点から、重要性がないと判断するに至った検討過程や結論を具体的に記載していただくことが考えられます（パブコメNo.99）

<任意の保証>

- 任意で保証を受けている旨を記載する際には、投資家の投資判断を誤らせないよう、例えば、保証業務の提供者の名称、準拠した基準や枠組み、保証水準、保証業務の結果、保証業務の提供者の独立性等について明記することが重要です（必要に応じて、このような取扱いを明確化する予定）（パブコメNo.147）

「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示に関するポイント③

(パブリックコメントに対する金融庁の考え方の概要)(2023年1月31日公表)

< GHG排出量 >

- GHG排出量のScope1及びScope2は、本改正において、必ず開示しなければいけない事項とはされておらず、プリンシプルベースのガイダンスである「記述情報の開示に関する原則」において、開示が望まれる事項としています。このため、開示する場合には、各企業の取組状況に応じて柔軟な記載が可能です (パブコメNo.148)
- ISSBの公開草案では、サステナビリティ情報について、財務情報との結合性や、財務諸表と同じ報告期間を対象とすることが求められていることを踏まえ、今後、望ましい開示実務の確立に向けて検討いただくことが期待されます (パブコメNo.148等)

< 連結グループの開示 >

- 「サステナビリティに関する考え方及び取組」は、基本的には、連結会社ベースの指標及び目標を開示します。もっとも、例えば、人材育成等について、連結グループの主要な事業を営む会社において具体的な取組み(関連指標の管理も含む)を行っているものの、必ずしも連結グループの全ての会社では行われてはいない等の場合には、その旨を記載した上で、例えば、連結グループの主要な事業を営む会社単体(複数ある場合にはそれぞれ)、又はこれらを含む一定のグループ単位の指標及び目標の開示を行うことも考えられます (パブコメNo.166等)

< 人材育成方針、社内環境整備方針、これらに関する指標及び目標 >

- 各企業の現在の取組状況に応じて、まずは2023年3月期の有価証券報告書から開示をスタートし、その後、投資家との対話を踏まえ、自社のサステナビリティに関する取組の進展とともに、有価証券報告書の開示を充実することが考えられます (パブコメNo.168)
- 提出会社グループの男女間の管理職等に関する考え方等を記載することも考えられますが、これに限らず、各企業において判断可能です (パブコメNo.170)

「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示に関するポイント④

(パブリックコメントに対する金融庁の考え方の概要)(2023年1月31日公表)

<将来情報と虚偽責任>

- 有価証券報告書に記載した重要な将来情報と実際に生じた結果が異なることとなった場合であっても、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないこと、また、当該説明の記載に当たっては、例えば、社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経ている場合には、その旨と、検討内容(例えば、当該将来情報の記載に当たって前提とされた事実、仮定及び推論過程)の概要を記載することが考えられることを明確化しました(パブコメNo.201)
- 具体的な記載内容については、個別事案ごとに実態に即して判断されるが、例えば、以下を分かりやすく記載いただくことを想定しています(パブコメ No.214等)
 - 社内(例えば、取締役会等の社内の会議体等)で合理的な根拠に基づく適切な検討を行った場合、その旨、及び
 - 有価証券報告書に記載した将来情報に関する検討過程として、前提とされた事実、仮定(例えば、〇頃までに●●のような事象が起こる等)及びこれらを基に将来情報を導いた論理的な過程(推論過程)の概要

<他の公表書類の参照>

- 参照先の書類としては、「任意」に公表した書類のほか、他の法令や上場規則等に基づき公表された書類も含まれます(パブコメNo.234等)
- 参照先の書類内の情報は、基本的には、有価証券報告書の一部を構成しません(パブコメNo.281等)
- 投資家が参照先の情報を容易に確認できるよう、参照先の書類の名称、ページ等を明記すること等が望まれます(パブコメNo.281等)

「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示に関するポイント⑤

(パブリックコメントに対する金融庁の考え方の概要)(2023年1月31日公表)

<他の公表書類の参照>

- 有価証券報告書の記載内容を補完する詳細情報として、前年度の情報が記載された書類や将来公表予定の任意開示書類を参照することも考えられます。将来公表予定の書類を参照する際は、公表予定時期や公表方法、記載予定の内容等も併せて記載することが望まれます (パブコメNo.238等)
- 一方、各企業において、投資者の投資判断上、重要であると判断した事項については、有価証券報告書に記載する必要があり、有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」では、直近の連結会計年度に係る情報を記載する必要があります (パブコメNo.238等)
- ただ、その記載に当たって、情報の集約・開示が間に合わない箇所がある場合等には、概算値や前年度の情報を記載することも考えられます。この場合には、概算値であることや前年度のデータであることを記載して、投資者に誤解を生じさせないようにする必要があります。概算値を記載した場合であって、後日、実際の集計結果が概算値から大きく異なる等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす場合には、有価証券報告書の訂正を行うことが考えられます (パブコメNo.238等)

<ウェブサイトを使った参照>

- ウェブサイトを参照することも考えられますが、その際は、以下のように、投資家に誤解を生じさせないような措置が考えられます (パブコメNo.257等)
 - 更新の可能性がある場合は、その旨及び予定時期を有価証券報告書等に記載した上で、更新した場合には、更新箇所及び更新日をウェブサイトにおいて明記する
 - 有価証券報告書等の公衆縦覧期間中は、継続して閲覧可能とする

「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示に関するポイント⑥

(パブリックコメントに対する金融庁の考え方の概要)(2023年1月31日公表)

<参照先の修正>

- URL又は参照先の情報に修正があった場合、個別判断ですが、必ずしも訂正報告書等の提出を求めるものではありません。当該情報は、有価証券報告書等における記載内容を補完する情報であることから、例えば、以下が考えられます（パブコメNo.263等）
 - 参照先の情報が修正され、これに伴い、有価証券報告書等の必要的記載事項に変更がある場合には、訂正報告書を提出することが必要です
 - 参照先のURLが次年度の有価証券報告書が提出されるまでの間に変更された場合には、訂正報告書等を提出することが望まれます

<「パブリックコメントに対する金融庁の考え方(2023年1月31日公表)」の補足情報>

四半期報告書におけるサステナビリティ情報の考え方について

- 開示府令の規定(第4号の3様式)では、四半期報告書において、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示は求めています。このため、前年度の有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」において記載した内容に変更があった場合(例えば、指標の実績が四半期報告書時点で更新された場合)でも、四半期報告書に記載する必要はありません。
- 他方で、「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載した事項に重要な変更が生じた場合(例えば、有価証券報告書に記載した指標の実績に重要な誤りが判明した場合)には、別途、有価証券報告書の訂正を行う必要があります(p.13参照)。
- また、「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載した内容を、有価証券報告書の「事業等のリスク」等にも記載している場合には、開示府令の規定により、「事業等のリスク」等の項目における重要な変更として、四半期報告書に記載する必要がある場合もあります。

「従業員の状況」における女性管理職比率等の開示に関する主なポイント① (パブリックコメントに対する金融庁の考え方の概要)(2023年1月31日公表)

<女性管理職比率等の開示対象となる会社>

- 提出会社やその連結子会社が、女性活躍推進法等により当事業年度における女性管理職比率等(女性管理職比率、男性育児休業取得率及び男女間賃金差異)の公表を行わなければならない会社に該当する場合は、有価証券報告書等において開示が求められます (パブコメNo.7等)
- 提出会社が女性活躍推進法等の規定による公表を行っておらず、連結子会社のみが当該公表を行っている場合は、提出会社の有価証券報告書等では、連結子会社に関する指標のみを開示します (パブコメNo.25)
- 女性活躍推進法等により女性管理職比率等の公表を行わなければならない連結子会社は、重要性に関係なく、有価証券報告書等において開示が求められます (パブコメNo.21)

<記載方法、記載内容>

- 女性活躍推進法等に基づいて公表済みの最新の情報をそのまま記載すれば足り、情報の基準日については、有価証券報告書等の提出日時点の最近日等である必要はありません (パブコメNo.11)
- 女性管理職比率等に関する計算方法や定義は、企業負担や統一的な情報提供の観点から、女性活躍推進法等の定めに従うこととしています(加えて、任意で企業独自に算出した数値等を記載することも可能) (パブコメNo.39、41等)
- 記載場所について、有価証券報告書の「従業員の状況」欄には、企業の判断により、主要な連結子会社のみに係る女性管理職比率等を記載し、それ以外の分は有価証券報告書の「その他の参考情報」に記載することが可能です (パブコメNo.21)
- 女性活躍推進法の枠組みにおいて、任意で、より詳細な情報や補足的な情報を記載することも可能とされているため、有価証券報告書においても同様の記載が可能であることを明確化しました (パブコメNo.3等)

「従業員の状況」における女性管理職比率等の開示に関する主なポイント② (パブリックコメントに対する金融庁の考え方の概要)(2023年1月31日公表)

<連結ベースの開示>

- 女性管理職比率等については、今回は、プリンシプルベースのガイダンスである開示原則において、連結ベースの開示に努めるべきである旨を明記しています (パブコメNo.13)
- 女性管理職比率等については、「連結ベース」で開示することまでは義務付けていません。そのため、連結ベースで開示する場合には、例えば、有価証券報告書における他の記載事項と同様に「連結会社」ベース(連結財務諸表規則2条5号において規定)で開示するほか、企業において、投資家に有用な情報を提供する観点から、提出会社グループのうち、より適切な範囲を開示対象とすることも考えられます(この際、当該グループの範囲を明記することが重要) (パブコメNo.43)

<その他>

- 女性活躍推進法等による公表義務のある連結子会社のうち、有価証券報告書の提出日までに女性活躍推進法等による公表が行われず、後日公表予定である会社がある場合や、提出会社において連結子会社の公表した情報の集約が困難な場合には、その旨と提出日までに記載可能な情報を記載した上で、後日、未記載分を追加するため、有価証券報告書の訂正を行うことが考えられます(適用初年度の翌年度以降は、投資家へわかりやすく情報提供する観点から、有価証券報告書の提出時に連結子会社分もまとめて開示することが望ましいと考えられます) (パブコメNo.12等)

コーポレート・ガバナンスの状況に係る改正

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(2022年6月公表)を踏まえ、取締役会等の機能発揮の観点から、有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」に「取締役会等の活動状況」等の記載欄を新設

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- サステナビリティに関する考え方及び取組
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

：

コーポレート・ガバナンスの状況 ※青字新設

(1) コーポレート・ガバナンスの概要

- 企業統治の体制の概要(取締役会や各委員会の体制等)

＜新設＞取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役等の出席状況等)

(2) 役員の状況(役員の略歴一覧)

(3) 監査の状況

- 監査役監査の状況(体制、活動状況等)、内部監査の状況

＜新設＞内部監査の実効性を確保するための取組み(デュアルレポーティングラインの有無を含む)

- 会計監査の状況、監査報酬の内容

(4) 役員報酬の状況(報酬方針、業績連動報酬の内容、個別報酬額等)

(5) 政策保有株式の状況

- 政策保有株式の保有方針、銘柄ごとの情報等

＜新設＞政策保有株式の発行会社と営業上の取引、業務上の提携をしている場合の説明

「コーポレート・ガバナンスの状況」における開示に関する主なポイント (パブリックコメントに対する金融庁の考え方の概要)(2023年1月31日公表)

<取締役会等の活動状況>

- 「企業統治に関し提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもの」の活動状況を記載する必要があるものの、「指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会」以外については記載の省略が可能であることとしています（パブコメNo.289～295）
- 「企業統治に関し提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもの」は、記載上の注意(54)aで開示を求めているものと同様、企業ごとに様々なものがあり得、個別に判断する必要があると考えられますが、その活動状況の記載が必要な「指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会」以外では、例えば、経営会議やサステナビリティ委員会についても、企業によっては、これに含まれ得ると考えられます（パブコメNo.289～295）

<内部監査の実効性を確保するための取組み>

- 本改正により追加される「内部監査の実効性を確保するための取組」としては、デュアルレポーティングの有無等に限らず、ご指摘の「専門性や独立性を確保する仕組み」などについても、企業における取組状況に応じて、記載することが考えられます（パブコメNo.317）

<政策保有株式の発行会社と業務提携等をしている場合の説明>

- 保有目的に関して、「営業上の取引」又は「業務上の提携」といった定型的な記載にとどまるのではなく、今般の改正による記載事項も活用して、投資者と企業の対話に資する具体的な開示内容となるよう各企業において適切に検討いただくことが期待されます（パブコメNo.318～326）

企業情報の開示に関する情報(サステナビリティ情報・記述情報の充実)

・サステナビリティ情報の開示に関する特集ページ

URL: <https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sustainability-kaiji.html>

QRコード:



→主に以下の内容を掲示

- サステナビリティ情報開示に関する金融庁の考え方
- 内閣府令改正に係る解説資料(令和5年1月31日改正)

・企業情報の開示に関する情報(記述情報の充実)

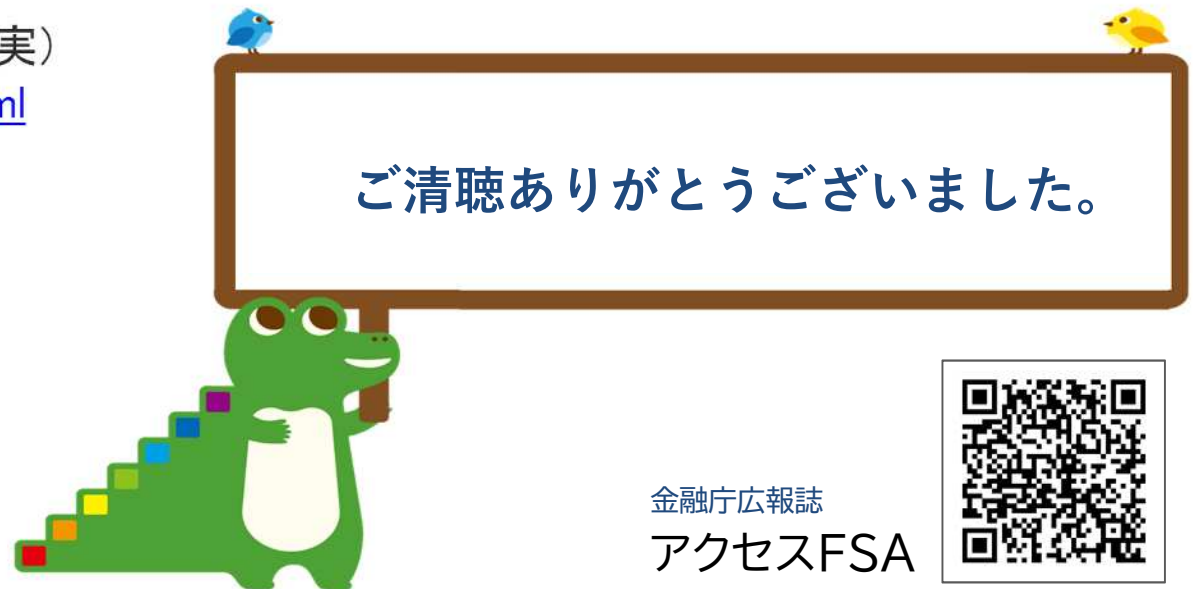
URL: <https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html>

QRコード:



→主に以下の内容を掲示

- 記述情報の開示に関する原則
- 記述情報の開示の好事例集



金融庁広報誌

アクセスFSA

